



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ニチモウ株式会社
代表社名 代表取締役社長 松本 和明
(コード番号 8091 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 山本 敏夫
(TEL 03-3458-4056)

株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式併合(10株を1株に併合)」、「単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)」および「発行可能株式総数の変更(154,514,000株から15,149,600株に変更)」を平成29年6月29日開催予定の第131回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件にともなう定款一部変更につきましては、本日付の「定款一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、適切な投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式の併合(10株を1株に併合)を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式の総数(平成29年3月31日現在)	37,874,000株
株式併合により減少する株式数	34,086,600株
株式併合後の発行済株式の総数	3,787,400株

(注)株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式の総数は、株式併合前の発行済株式の総数に株式併合の割合を乗じて算出した理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式の総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

- (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法
株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- (4) 株式併合により減少する株主数
平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,733名 (100.00%)	37,874,000株 (100.00%)
10株未満	202名 (5.41%)	255株 (0.00%)
10株以上	3,531名 (94.59%)	37,873,745株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様202名(所有株式数の合計255株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せください。

- (5) 株式併合の条件
平成29年6月29日開催予定の第131回定時株主総会において、本株式併合に関する議案、「2. 単元株式数の変更」および「3. 発行可能株式総数の変更」に関する定款一部変更議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

- (1) 単元株式数の変更の理由
全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。
- (2) 単元株式数の変更の内容
当社普通株式を1,000株から100株に変更いたします。
- (3) 効力発生日
平成29年10月1日
- (4) 単元株式数の変更の条件
平成29年6月29日開催予定の第131回定時株主総会において、「1. 株式併合」に関する議案、本単元株式数の変更および「3. 発行可能株式総数の変更」に関する定款一部変更議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

- (1) 発行可能株式総数の変更の理由
「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行にともない、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができない旨が規定されました。本改正および「1. 株式併合」の内容を勘案し、発行可能株式総数を変更するものであります。
- (2) 発行可能株式総数の変更の内容
154,514,000株から15,149,600株に変更いたします。

- (3) 効力発生日
平成 29 年 10 月 1 日
- (4) 発行可能株式総数の変更の条件
平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 131 回定時株主総会において、「1. 株式併合」に関する議案、「2. 単元株式数の変更」および本発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程（予定）

- (1) 取締役会決議日 平成 29 年 5 月 12 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 29 年 6 月 29 日（予定）
- (3) 株式併合の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）
- (4) 単元株式数の変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）
- (5) 発行可能株式総数の変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）

【ご参考】

上記の「1. 株式併合」、「2. 単元株式数の変更」および「3. 発行可能株式総数の変更」に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

以 上

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。また、単元株式数の変更は、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今般、当社では10株を1株とする株式併合と単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。また、適切な投資単位の水準を維持するため、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております（株式併合実施後の100株は、併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位は併合前と変更ありません。）。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,500株	1個	150株	1個	なし
例③	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例④	56株	なし	5株	なし	0.6株
例⑤	7株	なし	0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成29年12月中旬までにお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未済株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問合せください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

- Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。
- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。
- Q 5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。
- A. 特段のお手続きの必要はございません。
 なお、上記Q 3に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。
- Q 6 株式併合により単元未満株式が生じることがありますが、株式併合後も単元未満株式の買増や買取をしてもらえますか。
- A. 株式併合の効力発生前と同様、市場で売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問合せください。
- Q 7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。
- A. 次のとおり予定しております。
- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| 平成 29 年 6 月 29 日 | 定時株主総会開催日 |
| 平成 29 年 9 月 15 日 | 株式併合公告日 |
| 平成 29 年 9 月 26 日 | 現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日 |
| 平成 29 年 9 月 27 日 | 当社株式の売買単位が 100 株に変更
株式併合の効果が株価に反映 |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更の効力発生日 |
| 平成 29 年 11 月中旬まで | 株式割当通知の発送 |
| 平成 29 年 12 月中旬まで | 端数株式相当分の処分代金のお支払 |

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
 電 話：0120-782-031 (フリーダイヤル)
 受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上